



2015年3月23日

各 位

会社名 株式会社 高島屋
代表者名 取締役社長 木本 茂
(コード番号 8233 東証第一部)
問合せ先 広報・IR室長 加藤 ナナ
(TEL. 03-3211-4111)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株取得)

当社は、2015年3月23日の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株取得に係る事項について決議しましたのでお知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社及びエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下、「H2Oリテイリング」）は、本日公表の「エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との業務提携強化及び資本提携合意に関するお知らせ」に記載のとおり、業務提携強化と資本提携について合意しております。この合意に基づき、双方が互いに保有している普通株式は、今後はお互いの発行済株式の5%相当の数量まで調整する予定であり、現時点でこれを超えて保有するお互いの保有株式については売却を予定しております。

当社としては、H2Oリテイリングが保有する当社株式に関し、一度にまとまった数量の株式が市場で売却されることによる需給への影響を緩和し、かつ、資本効率の向上を通じて株主の皆様への一層の利益還元と機動的な資本政策を遂行するため、H2Oリテイリングの保有する当社株式33,084千株のうちの5,000千株については、当社が2015年4月以降2015年8月までを目途に自己株式として取得し、10,310千株はH2Oリテイリングから譲渡を予定しておりますが、相手先、手法については未定です。なお、当社がH2Oリテイリングの保有する当社普通株式を取得するに当たっては、立会外市場取引や公開買付けの手法等を検討しております（このうち公開買付けによる場合には市場価格に比較して一定のディスカウントを行った買付価格によるものを想定しております）。

また、今後の当社の普通株式の株価や流動性の動向により、実際に取得する株式の数量・取得の時期等を変更する可能性がございます。

2. 取得の内容

(1) 取得対象株式の種類 当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数 5,600,000 株(上限) 注

発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.6%

(3) 株式の取得価格の総額 7,000 百万円(上限)

(4) 取得期間 2015 年 4 月 1 日 ~ 2015 年 8 月 31 日

注 H2O リテイリング以外の株主にも売却の機会を提供することも視野に入れて取得方法を検討する観点から 5,600,000 株を上限としております。

以上

(参考) 2015 年 2 月 28 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式	354,558,390 株
(自己株式を除く)	
自己株式数	960,573 株